

香川県広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第17号

香川県広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 就業規則第20条第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p><u>(13) 略</u></p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 略</u></p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。